

## 長野県産業教育審議会委員の委嘱（任命）について（案）

高校教育課

長野県産業教育審議会委員を次のとおり委嘱（任命）するものとする。

委嘱（任命）委員（敬称略）

氏名	現職	備考
はぎもと のりふみ 萩本 範文	多摩川精機株式会社副会長	産業経済界
くぜ りょうぞう 久世 良三	株式会社サンクゼール社長	
おおいし しゅうじ 大石 修治	信州大学工学部長・教授	教育界
こいけ ひでき 小池 英樹	長野市立東部中学校長	
さいとう ひでお 斎藤 秀雄	長野県更級農業高等学校長	
おおい みとこ 大井 美富子	長野県小海高等学校長	
なかむら まさよ 中村 雅代	連合長野副会長	勤労界
わたなべ みつこ 渡邊 充子	株式会社創舎社長	
きたざわ えつこ 北澤 悦子	長野労働局地方訓練受講者支援室長	関係行政機関
かなざき ゆきこ 金崎 幸子	独立行政法人労働政策研究・研修機構 人材育成部門統括研究員	

- ・任期は平成26年6月1日から2年間とする。

# 長野県産業教育審議会について

高校教育課

## 1 概要

- (1) 産業教育振興法（以下「法」という。）第11条に基づき、長野県産業教育審議会条例（以下「条例」という。）第1条により設置する審議会
- (2) 産業教育の振興を図ることを目的に、県教育委員会又は知事の諮問に応じて調査審議し、これらの事項に関して建議する（法第12条）

## 2 組織内容

- (1) 委員数 10人（条例第2条）
- (2) 委員構成 長野県産業教育審議会規則第1条第1項で以下のとおり規定
  - ① 産業経済界における学識経験がある者 2人
  - ② 教育界における学識経験がある者 4人
  - ③ 勤労界における学識経験がある者 2人
  - ④ 関係行政機関の職員 2人

## 3 審議内容（予定）

- 産業構造の変化、グローバル化、情報化、雇用の流動化等、産業の枠組みが大きく変化する時代における産業教育のあり方
- 企業や大学等、将来の進路を踏まえた産業教育のあり方（進学者への指導、専攻科の必要性、高大連携、企業連携等）
- 産業教育を担う専門学科以外の生徒に対する産業教育のあり方
- 高校の小規模化に伴う学科の編成のあり方
- 高校生の減少、生徒の多様化における定時制専門学科のあり方
- 機材の共用や教員の兼務等、地域レベルでの教育環境整備のあり方など

## 4 スケジュール

平成26年6月～平成27年5月 計6回開催予定  
平成26年度は4回実施

## <参照法令（抜粋）>

### ○産業教育振興法

#### 第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、産業教育がわが国の産業経済の発展及び国民生活の向上の基礎であることにかんがみ、教育基本法（平成十八年法律第百二十号）の精神にのっとり、産業教育を通じて、勤労に対する正しい信念を確立し、産業技術を習得させるとともに工夫創造の能力を養い、もつて経済自立に貢献する有為な国民を育成するため、産業教育の振興を図ることを目的とする。産業教育を通じて、勤労に対する正しい信念を確立し、産業技術を習得させるとともに工夫創造の能力を養い、もつて経済自立に貢献する有為な国民を育成するため、産業教育の振興を図ることを目的とする。

（国の任務）

第三条 国は、この法律及び他の法令の定めるところにより、産業教育の振興を図るよう努めるとともに、地方公共団体が左の各号に掲げるような方法によつて産業教育の振興を図ることを奨励しなければならない。

- 一 産業教育の振興に関する総合計画を樹立すること。
- 二 産業教育に関する教育の内容及び方法の改善を図ること。
- 三 産業教育に関する施設又は設備を整備し、及びその充実を図ること。
- 四 産業教育に従事する教員又は指導者の現職教育又は養成の計画を樹立し、及びその実施を図ること。
- 五 産業教育の実施について、産業界との協力を促進すること。

#### 第二章 地方産業教育審議会

（設置）

第十一条 都道府県及び市町村（市町村の組合及び特別区を含む。以下同じ。）の教育委員会に、条例の定めるところにより、地方産業教育審議会を置くことができる。

（所掌事務）

第十二条 地方産業教育審議会（以下「地方審議会」という。）は、それぞれ、当該都道府県又は市町村の区域内で行われる産業教育に関し、第三条各号に掲げるような事項その他産業教育に関する重要事項について、都道府県の教育委員会若しくは知事又は市町村の教育委員会の諮問に応じて調査審議し、及びこれらの事項に関して都道府県の教育委員会若しくは知事又は市町村の教育委員会に建議する。

（委員）

第十三条 地方審議会の委員は、産業教育に関し学識経験のある者及び関係行政機関の職員のうちから、それぞれ、都道府県又は市町村の教育委員会が任命する。

- 2 前項の委員の任命に当たっては、あらかじめ都道府県の教育委員会にあつては知事の意見を、市町村の教育委員会にあつては市町村長の意見を聴かななければならない。

### ○長野県産業教育審議会条例

第1条 産業教育振興法（昭和26年法律第228号）第11条の規定により、長野県産業教育審議会を設置する。

第2条 長野県産業教育審議会の委員の定数は、10人とする。

### ○長野県産業教育審議会規則

第1条 長野県産業教育審議会条例（昭和60年長野県条例第38号）の規定に基づく長野県産業教育審議会（以下「審議会」という。）の委員は、次に掲げるものにつき、長野県教育委員会（以下「教育委員会」という。）が任命する。

- (1) 産業経済界における学識経験がある者 2人
- (2) 教育界における学識経験がある者 4人
- (3) 勤労界における学識経験がある者 2人
- (4) 関係行政機関の職員 2人